

記録的暖冬の影響等に伴いまん延した、モモせん孔細菌病による被害を受けた果実の利用促進等に必要な経費に対して支援します。

具体的な支援の内容

以下の取組に対する支援を行います。

1. 被害果実の利用促進対策（補助率：定額、1/2以内）

【生産・出荷段階】

被害果実の分別集荷・出荷等への支援

<取組内容の例>

- 被害果実の樹上選別・摘果作業、罹病枝・罹病葉の除去等：3.6万円/10a
- 被害果実の区分出荷、被害果実の段階的出荷のための一時貯蔵：1/2以内

【流通・消費段階】

被害果実やその加工品の消費拡大等への支援：1/2以内

<取組内容の例>

- 消費者向けリーフレット・ポスター作成による周知
- キャンペーンの開催（試食会、区分販売）



被害果実の消費拡大

被害が甚大になりやすい川沿いなどの園地では、他品目、他品種への改植を検討しましょう。

2. 改植・未収益期間支援

< ① 樹体の撤去費用、苗木代等の経費 >

- 17万円/10a（りんご、もも、かき、なし、ぶどう等）
- 33万円/10a（りんごのわん化栽培、もものジョイント栽培等）

< ② 未収益期間に必要な肥料代、農薬代等の経費 >

- 5.5万円/10a × 改植の翌年から4年分（=22万円/10a）を一括交付

【ももの慣行樹形の場合】

<改植への支援>

17万円/10a



<未収益期間への支援>

22万円/10a



全体で、
10a当たり39万円の支援
が可能です。

手続きの流れ

※ 事業申請の随時受付、優先的な採択を行います。

1:生産出荷団体、
果実加工業者等
2:果樹生産者
計画を作成

2の取組については「産地協議会」が産地内の計画を取りまとめて提出

県基金協会等
県内の計画を
とりまとめ提出

全国団体